

農業農村における情報通信環境整備に向けた農林水産省の取組
Efforts to improve Information & Communication environment in rural areas
by Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

○坂 隼人^{*}

(BAN Hayato)

岡本 裕也^{**}

(OKAMOTO Hiroya)

1 はじめに

農業農村における情報通信環境整備については、「土地改良長期計画」(2021年3月閣議決定)等において、農村に人々が安心して住み続けられるための方策として、その推進が位置付けられており、農業農村インフラの管理の省力化・高度化、スマート農業の実装、地域活性化等、幅広い課題やニーズに対応した支援体制を整備していく必要がある。

2 農業農村における情報通信環境整備の取組状況

農業農村における情報通信環境整備を進めるに当たり、農村振興局では、主に以下の3つの方法により、各地区における取組を支援している。

(1) 農山漁村振興交付金(情報通信環境整備対策)による支援

2021(令和3)年度に「農山漁村振興交付金(情報通信環境整備対策)」(以下「本事業」という。)を創設した。本事業は、ソフト対策(計画策定事業)とハード対策(施設整備事業)を一体的に支援する仕組みとしており、令和4年度においては、令和3年度継続地区を含めて19地区(うち施設整備事業2地区)への支援を行った。

なお、令和4年度までの支援では、農業農村インフラの管理の省力化・高度化を目的とする取組を含めることを必須としていたが、令和5年度からは、制度を拡充し、スマート農業の実装を単独の目的とする取組においても支援が可能となった。

(2) 官民連携組織(農業農村情報通信環境整備準備会)による支援

本事業を導入する前段階の技術支援策として、普及啓発、専門家派遣等を目的とした官民連携の推進組織「農業農村情報通信環境整備推進体制準備会」を2021(令和3)年7月に試行的に立ち上げ、通信事業者、ICTベンダー、農機メーカー、コンサルタントといった多部門の民間企業や地方自治体に参加し、各地区の支援を行ってきた。設立当初25団体であった参加団体数は、令和5年3月時点で70団体まで拡大している。令和4年度においては、約50地区から支援の応募があり、具体的な事業化の検討段階にある約20地区について準備会会員企業等による個別支援を実施した。また、本事業の約2か年の取組で培われた経験や課題等を踏まえ、体制や運営方針等の改善を図った。その結果、本事業によるデジタル実装(以下「事業化」という。)を主眼においた支援組織として目的を改変し、名称も「農業農村情報通信環境整備準備会」(以下「準備会」という。)に改め、令和5年4月から新たな支援体制が始動したところである。

(3) 農業農村における情報通信環境整備のガイドラインの作成・周知

2022(令和4)年3月、情報通信環境の整備に取り組む際に必要となる調査、計画、設計、施工、管理運営等の基本的な考え方や留意点を先行地区の事例等を参考にしま

^{*}農林水産省農村振興局整備部地域整備課

キーワード ICT, スマート農業

^{**}農林水産省農村振興局整備部設計課

とめた「農業農村における情報通信環境整備のガイドライン」を公表し、準備会の活動等を通じて周知を図っているところである。今後、各地区における取組の成果や新たな技術の進展等の最新状況を踏まえ、改定していくこととしている。

3 情報通信環境整備の推進上の課題・課題への対応

準備会の体制や運営方法の見直しに当たり、農村振興局は、これまでの取組を振り返り、問題意識等を関係者から聴き取り、課題を抽出・分析し、その対応方針を整理した。

(1) 課題の抽出

準備会のサポート企業、居住エリアの情報通信環境の整備を所管する総務省総合通信基盤局等との意見交換を実施し、課題を抽出した。主な指摘は以下のとおり。

- ・ 地方自治体は「地域振興」、土地改良区は「維持管理費の低減」、農家は「儲かる農業」、サポート企業は「自社製品の活用」等、事業実施にまつわる「目線のズレ」が生じ、事業化構想の具体化が進まない場合があり、その解消が課題である。
- ・ これまで、新型コロナウイルス感染防止や費用面などの観点から、サポート企業による支援はリモート通信による支援が多かったが、現地でのみ知り得る情報があり、現場経験による着想も期待できるため、現地サポートを充実することが課題である。
- ・ 事業実施主体がサポート企業の技術提案の内容を理解できないと、事業化の判断が困難となるため、事業実施主体の知識の向上が課題である。常に受け身の状態でサポートされる事例も散見されたが、事業実施主体の当事者意識の向上も課題である。
- ・ 個別地区の事業化構想を作成した経験がないサポート企業もあることから、個別地区支援のノウハウ等を蓄積・共有していくことが課題である。

(2) 課題への対応

上記課題への対応として、準備会の体制・運営の見直しを行った。

- ・ 準備会組織の再編：本事業の発足当初の「推進体制を準備」する試行的な組織について、設置要領の趣旨・目的等の根幹から見直すこととし、情報通信環境整備の「事業化に向けた準備」を目的とする組織に再編した。また、これまでサポートをする側である民間企業等（サポート会員）のみであった会員構成を見直し、サポートを受ける側の事業実施主体も「ユーザー会員」に位置づけた。
- ・ 現地サポートの充実：準備会を共同運営する民間団体に対し、本事業での補助（計画策定事業のうち計画策定促進事業。以下「補助事業」という。）を実施しているが、補助事業に十分な旅費等を計上することで、サポート企業による現地サポートの充実を図る。
- ・ 講習会や現地視察会の強化：サポート会員、ユーザー会員の双方の知識の向上やノウハウの会得を目的とした講習会や現地視察会等を、知識レベル等に応じたカリキュラムにより実施する。
- ・ 準備会事務局の調整能力等の向上：農林水産省職員も、情報通信環境整備に係る基礎知識を習得し、最新の情報を常に収集するなど十分な知見を有したうえで、サポート会員とユーザー会員の仲介役として、「目線のズレ」の解消を行うなど、本事業の促進に積極的に関与していく。